

9月定例会

9月定例会では、補正予算等の専決処分3件、各会計の補正予算案8件、建設工事請負契約の締結案1件、条例案22件の計34件の議案等の審議を行いました。

平成17年度西条市一般会計補正予算案(第3回)及び西条市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例案ほか19件の条例改正案について2名から反対討論がありました。採決の結果、いずれも原案可決されました。

本会議では、通告に従い、2名から議案質疑が行われ、合わせて14名から市政全般についての一般質問が行われました。その主な内容は、次のとおりです。

議案質疑

一般会計補正予算(第4回)「アスベスト対策事業費」

他市に先駆けてのアスベスト対策事業とは？

(自民クラブ)

問

市民会館(旧東予)に、アスベスト施工とアスベストを含むロックウールの施工が判明しているものの、飛散の危険性は乏しい現状にあると聞けが、今回、除去工事を予定するに至った理由は何か。

アスベスト成分調査の補助金制度の創設は、愛媛県下初であり、市長

のアスベスト対策に対する積極的な姿勢を高く評価する。補助のねらい、対象は何か。また、調査でアスベスト施工が判明した場合、どのように対応していくのか。

答

当箇所は、以前からアスベスト施工が判明しており、人体の影響を考慮し、昭和63年に大気への飛散防止のため、断熱材の囲い込み工事を施している。現在、一部はく離れた部分はあるものの、むき出しにはなっていない。また、3階会議室の屋根裏については、H鋼に含有ロックウールが吹き付けられているものの、天井で遮断されており、会議室内への飛散はないものと考えていたが、なお、確認のため会議室の大気中のアスベストの浮遊状況の調査・分析の結果、飛散の形跡は見られなかった。現時点では、施設の危険性や人体への影響はないと考えられるが、それぞれの箇所の検体を分析した結果、建材に占めるアスベストの含有率が基準値より高い数値を示したことから、今後、大気中への飛散防止に万全を期するため、早期に除去工事を行うものである。

また、今回の補助制度を通じて、広くアスベストに関する注意を喚起し、制度活用により不安解消と負担の軽減を図るものである。補助はアスベスト施工の高い昭和31年から63年までに建築された延べ床面積500平方メートル以下の民間の木造建物の所有者で、アスベストの成分調査等

を専門的分析機関に委託した者を対象としている。調査で施工が判明した場合は、飛散箇所の状況により処理方法を選択してもらうことになるが、除去費用等は個人負担となる。

西条市福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

施設管理費用と施設使用料の関係を問う

(無党派)



指定管理者による運営に期待!(総合福祉センター)

問

西条市福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の第14条に利用料金制として、使用料は指定管理者の収入として収受させるものとする提示されているところ、従前の委託契約との根本的な違いと考える。

指定管理者は、市から支払われる管理費用と施設使用料の両方を収入とするというのだが、施設使用料の増減が指定管理者の収入の増減となるのか、または、市から支払われる管理費用も契約によって増減するのか、管理費用と施設使用料の関係を問う。

答

利用料金制は、使用料を指定管理者の収入として収受させるということである。そのことにより、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、市及び指定管理者の会計事務の効率化も図ることができるものである。

そのようなことから、市が支払う管理費用については、基本的には施設管理費用からその収入額を除いて指定管理料を算定することとなる。ただ、使用料のうち、指定管理者の自主事業等により使用料収入を増やした場合は、指定管理者の収益とするもので、自主的な経営努力を促進することができ、施設の有効利用、市民サービスの向上がいつそう期待される。

請願

【採択】

・ 請願第1号 非核平和自治体宣言をもとめる請願

【継続審査】

・ 請願第2号 海洋環境保全体制の充実を求める請願

決算審査特別委員会の設置

9月定例会開会日(6日)に、平成16年度各会計歳出歳入決算の審査を行うための特別委員会設置を議長発議で諮った結果、可決され、次のとおり委員が選任されました。

委員長	徳 増 雅一
副委員長	青 野 久美
委員	児 玉 千春
〃	小 池 新三郎
〃	楠 智 俊 幸
〃	越 主 真知子
〃	持 川 輝 久
〃	森 川 輝 久
〃	高 橋 和 寿
〃	武 田 功

人権擁護委員候補者

推薦に異議なく了承

人権擁護委員候補者として

篠原 紀 昭氏(今在家)

を推薦(再任)することに異議なく了承しました。

